

記者提供資料
令和2年12月16日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第80報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- （1）「三田市芸術文化公演再開緊急支援事業」の助成期間の延長について
（地域創生部市民協働室文化スポーツ課） **別紙1**のとおり

「三田市芸術文化公演再開緊急支援事業」の助成期間の延長について

「三田市芸術文化公演再開緊急支援事業」は、総合文化センターの大ホールおよび小ホールでの公演を対象に令和2年7月1日～12月31日まで施設使用料の50%を兵庫県と連携し助成を行っております。

このたび、新型コロナウイルス拡大防止に関する県対処方針のイベント開催自粛要請等の期間延長に伴い、兵庫県の芸術文化公演再開緊急支援事業については、令和3年2月28日まで期間延長されることとなり、本市においても同趣旨により助成期間を令和3年2月28日までに実施される公演までを助成対象に延長することといたしました。

これにより、市民の文化芸術活動の機会を更に充実し幅広く支援していきます。

(事業内容)

- 1 **対象期間** 令和2年7月1日～令和3年2月28日までの公演
- 2 **対象者** 三田市総合文化センターの大ホールまたは小ホールを利用し、次の(1)～(4)の要件を満たす公演を行う個人または団体
 - (1) 舞台芸術（音楽・舞踊・演劇・古典芸能・演芸その他の芸術及び芸能）であること
 - (2) 令和3年2月28日までに実施すること
 - (3) 郷の音ホールの主催事業または共催事業でないこと
 - (4) 公演実施にあたっては、「劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を遵守して実施すること
- 3 **対象経費** 前述の公演またはそれに伴う練習にホールを使用する場合の基本使用料
- 4 **助成額**
 - (1) 1日1事業にかかる基本使用料の2分の1の額（千円未満は切り捨て）
 - (2) 1日につき上限50万円とします。
 - (3) 他の制度による助成金（補助金）等の支援を受けられる場合は、その金額を基本使用料から引いた額の2分の1の額（千円未満は切り捨て）となります。
- 5 **申請期間** 令和2年7月1日～令和3年3月1日（当日消印有効）
- 6 **申請方法** 対象公演等による施設利用後に、次の書類を添付し市文化スポーツ課に申請する。
 - (1) 助成金交付申請書兼請求書
 - (2) 三田市芸術文化公演再開緊急支援事業報告書
 - (3) 市総合文化センターの発行する利用許可書兼領収書(又は利用許可書および領収書 ※5万円以上の場合)の写し

地域創生部市民協働室
文化スポーツ課（担当：横溝）
電話：559-5144（内線：2410）